

静岡市民文化会館大規模改修・耐震補強工事基本設計 公募型プロポーザル応募要領

目次

1	趣旨	1
2	プロポーザルの概要	1～2
	(1) 基本事項	
	(2) 事務局	
3	事業計画概要	2
4	プロポーザル日程	2
5	応募条件	2～4
	(1) 応募資格	
	(2) 設計業務実施上の条件	
6	応募方法（第1次審査）	4～7
	(1) 応募の手續	
	(2) 参加表明書及び技術資料の記載要領	
	(3) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準	
	(4) プロポーザルに関する質問及び回答	
7	技術提案書の提出及びヒアリング（第2次審査）	7～10
	(1) 提出意思確認書の提出	
	(2) 技術提案書の提出	
	(3) 技術提案書等の作成要領	
	(4) ヒアリング審査	
	(5) 設計候補者を特定するための評価基準	
8	審査等	10～11
	(1) プロポーザル審査会	
	(2) 審査	
9	現地見学	11～12
10	資料の提供	12～13
11	設計業務委託契約の概要	13～14
	(1) 設計候補者特定後の手續	
	(2) 委託業務概要	
	(3) 見積りの条件	
	(4) 契約の条件	
12	その他	14～15

1 趣旨

静岡市では、令和4年1月に「静岡市民文化会館再整備基本構想・基本計画」を策定した。「日常が劇場になる、劇場が日常になる～文化芸術を楽しみ、新しい世界と出会い、人と分かち合う場となる～」を基本理念とし、文化芸術を通じて市民の人生に寄り添い、だれもが生き生きと暮らすための社会的な役割を担い、市民の普段の暮らしの隣にある劇場になることを目指すものとしている。

再整備方法については、方針を「創造的改修」と定め、大規模改修により行うものであり、耐震性能の向上、特定天井対策、ユニバーサルデザインの推進等、誰もが安全・安心に利用できる施設づくりを前提とし、劇場・ホール機能の向上を図るものである。さらには、市民の創造活動を支えるための、練習室、スタジオ、屋外イベント広場等を整備する計画としている。

また、本施設は、静岡市景観計画に基づく重点地区内に立地するとともに、歴史的な名所の核と位置づける駿府城公園周辺に位置している。そのため、駿府城公園や周辺景観との調和を考慮するとともに、周辺エリアのまちづくりと連携し、エリアの回遊性と滞在性を高め、賑わいをもたらす中核となることが求められている。

このような静岡市民文化会館の設計にあたって、設計者の高度な発想力、設計能力等を求めるべく、公募型プロポーザルを実施する。

2 プロポーザルの概要

(1) 基本事項

ア 設計候補者の特定は「技術資料」と「技術提案書」の二段階で行う。一段階目は「技術資料」の書類審査であり、設計業務における業務の実施方針等について問う。二段階目は図書を含む「技術提案書」について審査する。

イ 対象敷地

静岡市葵区駿府町 地内

約 52,000 m²の内、約 36,000 m²

本施設の敷地には、市民体育館等複数施設が併設されているが、今回の設計対象範囲は、静岡市民文化会館再整備事業計画概要書に示す範囲とする。

ウ 用途、施設規模等

(ア) 主用途：劇場

(イ) 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造

(ウ) 階数：地下1階 地上4階

(エ) 延床面積：22,890 m²

エ 静岡市民文化会館再整備基本構想・基本計画において定めた内容の位置付け

市民意見等を反映し、求められる機能について図示しているが、諸室の配置等は利便性を考慮した上で計画し、提案するものとする。

(2) 事務局

静岡県 都市局 建築部 建築総務課 総務耐震係

所在地 : 〒420-8602 静岡県葵区追手町5番1号 (静岡県役所静岡庁舎5階)

T E L : 054-221-1050 F A X : 054-221-1135

メールアドレス : kenchikusoumu@city.shizuoka.lg.jp

3 事業計画概要

別添「静岡市民文化会館再整備事業計画概要書」のとおり

4 プロポーザル日程

令和4年4月6日	(水)	公告
令和4年4月6日 ～ 令和4年4月15日	(水) (金)	質問受付期間
令和4年4月22日	(金)	回答 (静岡県ホームページに掲載する)
令和4年5月10日	(火)	参加表明書・技術資料の提出期限 (必着)
令和4年5月19日	(木)	第1次審査 (技術資料の書類審査、技術提案書提出者の選定) ※非公開
令和4年5月23日 (発送予定)	(月)	第1次審査結果通知 技術提案書提出要請 (第1次審査通過者に対してのみ)
令和4年6月30日	(木)	技術提案書の提出期限 (必着)
令和4年7月9日	(土)	第2次審査 (技術提案書のヒアリング審査、設計候補者の特定) ※非公開
令和4年7月中旬 (発送予定)		第2次審査結果通知

5 応募条件

(1) 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件を満たすこと。

なお、資格要件の確認基準日は、参加表明書の提出日とする。

ア 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 令和4・5年度において、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示 (平成17年静岡市告示第43号) に基づく資格の認定を受けている者のうち、建築関係建設コンサルタント (以下

「建設コンサルタント」とする。)業務の認定を受けている者又は令和4年5月10日までに同認定の申請をした上、同年6月30日までに同認定を受けた者。

《認定に関する手続き及び問合せ先》

静岡県 財政局 財政部 契約課 (静岡県庁舎 10階)

住 所 : 〒420-8602 静岡県葵区追手町5番1号

T E L : 054-221-1027

ウ 平成19年度以降、この公告の日までに、主たる用途が劇場である建築物で、1室の固定席1,000席以上のホールの新築、増築又は改修(※1)に係る設計業務の元請けとしての完了実績(※2)を有する者又は前述の者を含む官公需適格組合(※3)であること。

※1 増築又は改修の場合は、その設計に1室の固定席1,000席以上のホールを含むものに限る。

※2 共同企業体方式にあつては、構成員の代表者としての完了実績とする。

※3 「共同受注しようとする物品納入等の種類」が、「設計監理」である組合に限る。

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成31年4月1日施行)に基づく入札参加停止等を受けている期間中でないこと。

カ 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

キ 共同企業体方式でないこと。

(2) 設計業務実施上の条件

ア 管理(総括)技術者(※1)は、参加表明書提出者の組織に所属する一級建築士とし、担当技術者との兼任はできない。

イ 管理(総括)技術者の手持業務について、携わっている設計業務(工事監理業務は除く)が、3件以下であること。

ウ 意匠担当技術者は、1名以上とし、参加表明書提出者の組織に所属する一級建築士であること。

エ 構造担当技術者は、1名以上とし、構造設計一級建築士であること。また、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」の受講修了書を取得していること。

オ 電気及び機械担当技術者は、それぞれ1名以上とし、設備設計一級建築士であること(設備設計一級建築士を兼任とする場合は、電気又は機械のいずれかの担当技術者について、設備設計一級建築士を含み2名以上とすること。)

- カ 積算担当技術者は、1名以上とする。
 - キ 各技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2の規定に基づく定期講習の対象となっている場合にあつては、当該講習を受講している者であること。
 - ク 次の（ア）から（ウ）までに掲げる者は、それぞれその組合員又は構成員と同一のプロポーザルに参加することはできない。
 - （ア）中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合
 - （イ）中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会
 - （ウ）法人以外の共同受注を行う団体
- ※1 「管理技術者」とは、静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款（令和2年4月1日施行）第10条第1項の定義による。

6 応募方法（第1次審査）

（1）応募の手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び技術資料を提出すること。

- ア 提出方法 持参、書留郵便、宅急便又は宅配便とする。
持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。持参以外の場合は、提出期限までに必着とする。
- イ 提出先 事務局
- ウ 提出期限 **令和4年5月10日（火）正午まで（必着）**
- エ 提出様式 静岡市ホームページ（以下「静岡市HP」とする。）よりダウンロードすること。
(https://www.city.shizuoka.lg.jp/726_000094.html)

書類名称	様式	サイズ	部数	備考
参加表明書	様式1	A4	1部	
《技術資料》				
業務の実施方針	様式2	A3	10部	
事務所の業務実績	様式3	A4	1部	証明書の写し等 含め、左上をダ ブルクリップ等 で留める。
管理（総括）技術者の経歴等	様式4	A4	1部	
各担当技術者の経歴等	様式5	A4	1部	
協力事務所の名称等	様式6	A4	1部	
追加業務担当技術者の経歴等	様式7	A4	1部	

(2) 参加表明書及び技術資料の記載要領

ア 参加表明書（様式1）

提出者名は、5（1）イにより、本市の認定を受けている又は受ける予定である組織名（商号又は名称）及び代表者名を記載すること。なお、提出者の印は不要とする。

提出者の一級建築士事務所登録通知書等の証明できる資料の写しを添付すること。

官公需適格組合の場合は、構成員を証明できる資料の写しを添付すること。

イ **業務の実施方針**（様式2）

当該業務の実施方針として、以下の項目についてA3判2枚（様式2）横向き（横書きとする。）に、文章及びイメージ図等により簡潔に記載する。色彩の使用及び縮尺は自由とする。事務所名等の表示及び提出者が特定できる表現は不可とする（協理事務所を含む。）。

なお、文字のサイズは10ポイント以上とすること（イメージ図等の図中の文字サイズは8ポイント以上とすること。）。

(ア) 与条件に対する設計上の方針・特徴（設計コンセプト、創造的改修に対する考え方）

別添「静岡市民文化会館再整備基本構想・基本計画」「静岡市民文化会館再整備事業計画概要書」及び7（3）に記載の課題（1から3）内容を考慮したものとする。

(イ) 駿府城公園エリアにおける静岡市民文化会館の在り方に対する考え方

(ウ) 耐震補強・特定天井改修に対する考え方

耐震診断結果報告書の内容を把握した上で提案すること。

(エ) イニシャルコスト及びランニングコストに対する考え方

(オ) 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を本事業に反映するための方策

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律については、文化庁HPを参照すること。

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/geijutsu_bunka/geki_jo_ongakudo/)

ウ 事務所の業務実績（様式3）（※評価対象とする）

同種業務実績の確認申請書（建築計画概要書）又は計画通知書及び固定席数が分かる図書等、5（1）ウに記載の業務実施（設計者、主たる用途及び固定席数）を証明できる資料の写しを添付すること。

その他、耐震補強の設計業務の完了実績（大空間（1500㎡以上）を有する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、公的機関による評定書等を取得しているものに限る。）がある場合は、契約書、耐震評定書及び大空間を有する場合はその規模が分かる図書等、業務実施（設計者、主たる用途、評定の取得等）を証明できる資料の写しを添付すること。なお、ひとつの施設において、「劇場」と「耐震補強」を兼ねている場合は、両方の業務実績としてよいものとし、耐震補強の実績において、「大空間を有する建築物」と「鉄骨鉄筋コンクリート造建築物」を兼ねている場合は、両方の業務実績としてよいものとする。

エ 管理（総括）技術者の経歴等（様式4）、各担当技術者（意匠、構造、電気、機械、積算）の経歴等（様式5）

管理（総括）技術者、各担当技術者の経歴等は、下記による。

- (ア) 氏名 技術者の氏名
- (イ) 生年月日 西暦で記入、年齢は提出日現在で記入
- (ウ) 所属、役職 技術者の所属する組織及び役職
- (エ) 保有資格等 技術者の保有する資格のうち、5（2）設計業務実施上の条件の各項目に記載された当該分野の資格を記入する。
各技術者の資格証明書の写しを添付すること。

(オ) 管理（総括）技術者の手持業務の状況

手持ちの設計業務（令和4年5月10日【技術資料提出期限】現在及び特定後の契約予定を含む。）について、以下の項目を記入する。ただし、工事監理業務は除く。

- a 業務名 具体的に記入
- b 発注者 再委託を受けている業務の場合、契約相手方を記入し、()内に事業主を記入する。
- c 受注形態 単独、官公需適格組合、協力事務所又は共同体のうち該当するものに○をつける。共同体の場合は他の構成員を()内に記入する。
- d 業務概要 対象施設の施設用途及び規模・構造を記入する。あわせて関わっている分担業務分野及び立場（管理（総括）技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入する。
- e 履行期間 業務の履行期間

(カ) 各技術者の業務実績（※評価対象とする）

管理（総括）技術者、意匠、電気及び機械担当技術者が過去に携わった劇場の新築の設計業務実績並びに管理（総括）技術者及び構造担当技術者が過去に携わった耐震補強の設計業務実績（大空間（1500㎡以上）を有する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、公的機関による評定書等を取得しているものに限る。）について記載する。

劇場の設計業務実績については、確認申請書（建築計画概要書）又は計画通知書、固定席数が分かる図書等、業務実施（設計者、主たる用途及び固定席数等）を証明できる資料の写しを添付すること。

耐震補強の設計業務実績については、契約書、耐震評定書及び大空間を有する場合はその規模が分かる図書等、業務実施（設計者、主たる用途、評定の取得等）を証明できる資料の写しを添付すること。

なお、ひとつの施設において、「劇場」と「耐震補強」を兼ねている場合は、両方の業務実績としてよいものとし、耐震補強の実績において、「大空間を有する建築物」と

「鉄骨鉄筋コンクリート造建築物」を兼ねている場合は、両方の業務実績としてよいものとする。

(キ) (様式5) の評価対象とする各分担業務分野の担当技術者数

意匠分野(1名)、構造分野(1名)、電気分野(1名)、機械分野(1名)とする。

オ 協力事務所の名称等(様式6)

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を記入する(他の参加者の協力事務所と重複可とする。)

カ 追加業務担当技術者の経歴等(様式7)

新たに業務分野を追記する場合には、その他分野の担当技術者の経歴等について記入する。

キ 業務実績を証明する書類について、重複するものは兼用し、提出は1部とすること。

(3) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

別紙「技術資料・技術提案書の評価基準」によるものとする。

(4) プロポーザルに関する質問及び回答

ア 提出方法 静岡市HPの質問フォームに必要事項を入力の上、提出すること。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/726_000094.html

イ 受付期間 令和4年4月6日(水)午前10時から

令和4年4月15日(金)正午まで

エ 回答 質問に対する回答は、令和4年4月22日(金)午前9時までに静岡市HP

に掲載する。https://www.city.shizuoka.lg.jp/726_000094.html

オ その他 回答事項については、本説明書及び「静岡市民文化会館再整備事業計画概要書」の追加又は修正とみなす。

7 技術提案書の提出及びヒアリング(第2次審査)

(1) 提出意思確認書の提出

技術提案書の提出要請を受けた者(第1次審査通過者)は、技術提案書の提出意思の有無について、提出意思確認書(様式8)を次のとおり提出すること。

ア 提出方法 持参、書留郵便、宅急便又は宅配便とする。

持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。持参以外の場合は、提出期限までに必着とする。

イ 提出先 事務局

ウ 提出期限 **令和4年5月31日(火)正午まで**

エ 提出様式 様式は技術提案書提出要請書に同封する。

書類名称	様式	サイズ	部数	備考
提出意思確認書	様式8	A4	1部	代表者印は不要とする。

(2) 技術提案書の提出

技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限は次のとおりとする。

ア 提出方法 持参、書留郵便、宅急便又は宅配便とする。

持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。持参以外の場合は、提出期限までに必着とする。

提出書類はクリップ止めとし、製本しないものとする。

イ 提出先 事務局

ウ 提出期限 **令和4年6月30日(木) 正午まで**

エ 提出様式 様式は静岡市HPよりダウンロードすること。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/726_000094.html

書類名称	様式	サイズ等	提出数	備考
技術提案書	様式9	A1	1部	パネル化
		A3	9部	パネル化不要
		CD-R	1枚	技術提案書のデータを納めたもの

(3) 技術提案書等の作成要領

ア **技術提案書** (様式9)

課題は次の3問とする。技術資料の「業務の実施方針」において提案した内容を踏まえて提案すること。また、記載にあたっては以下の事項に留意すること。

課題1 建物の魅力向上について

- ・市民の創造活動支援に寄与する施設計画であること。
- ・市民の憩いの場、交流の場となり、賑わいを創出できる施設計画であること。
- ・周辺の景観との調和を意識した建築デザインであること。

課題2 建物の機能向上について

- ・安全・安心を前提とし、利便性の高い諸室配置計画であること。
- ・広場、駐車場を含めた施設利用者や搬入等の動線を考慮した計画であること。
- ・多様な演目を快適に楽しむホール計画であること。
- ・環境への配慮を前提とした、ライフサイクルコストの低減、長寿命化を考慮した

計画であること。

課題3 広場の空間計画について（修景広場を含む）

- ・建物との関係を含め多様な利用を想定した敷地計画、動線計画であること。
- ・周辺の景観及び建物外観との調和や、回遊性を意識した外構デザインであること。

任意課題

上記以外に本事業に有益な提案（工期短縮、工事コストダウン要素等）

(ア) 用紙（様式9）は、A1判1枚（片面）とし、横向き、横書き使いとする。色彩の使用及び縮尺は自由とし、必要に応じ縮尺を記載すること。（任意課題の提案がある場合は、任意課題の提案内容も含むこと。）

(イ) 提案は、文章及びイメージ図等により、基本的考え方を簡潔に記述すること。

(ウ) 文字サイズは、18ポイント以上（A3判に縮小した際に10ポイント以上）とすること。イメージ図等の図中の文字サイズは8ポイント以上とすること。

(エ) 事務所名等の表示及び提出者が特定できる表現は不可とする（協力事務所を含む。）。

(オ) 技術提案書の右下隅（表面）に、技術提案書提出要請の際に事務局より通知された受付番号を記載する。大きさは、3cm×3cm程度とする。

(カ) 写真又はカラーコピー等でパネル化（枠等を設けず、発泡ポリエチレン等の軽量な材質で、厚さ5mm程度）すること。

(キ) 技術提案書作成上の基本事項

本応募要領に記載した事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

イ 技術提案書（様式9）のデータを納めたCD-R

電子データとして1枚にまとめたCD-Rを次のとおり作成すること。

(ア) 電子データの形式は、「Microsoft PowerPoint2016」とする。

(イ) 電子データの容量は、10MB以内とする（任意課題の提案がある場合を含む。）。

(ウ) 技術提案書に記入された内容のみ（アニメーション設定は可）とし、CG及び動画の使用は禁止とする。

(4) ヒアリング審査

ア ヒアリング日時

令和4年7月9日（土）に実施予定とする。（場所、時間については別途通知する。）

イ ヒアリング出席者

出席者は、提出書類に記入された管理（総括）技術者及び各担当技術者の内3名（機器操作者を含む。）までとする。また、代理者及び記載された者以外の者の出席は認めない。

ウ ヒアリング時の説明（プレゼンテーション）

説明は、事前に提出した技術提案書の電子データ（任意課題の提案を含む。）を使ってパワーポイントにより行うこと。ヒアリング時の手持ち資料及び模型は提示禁止とする。また、追加資料は認めない。

提出した技術提案書（任意課題の提案を含む。）以外の資料を使用した場合、提出した技術提案書を無効とする。

プロジェクター、スクリーン、P C等の機材及び提出した技術提案書（任意課題の提案を含む。）の電子データは、事務局にて準備する。

説明（プレゼンテーション）の時間は20分以内、質疑応答の時間は15分程度を予定。

エ ヒアリングに出席しない場合

出席要請を受けた者がヒアリングに出席しない場合は、受託意思がないものとみなし、審査の対象としない。

(5) 設計候補者を特定するための評価基準

別紙「技術資料・技術提案書の評価基準」による。

8 審査等

(1) プロポーザル審査会

技術資料及び技術提案書の評価による設計候補者及び次点設計候補者の特定に係る審査は、静岡市民文化会館大規模改修・耐震補強工事基本設計プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）が行う。

審査委員は、次のとおりとする。また、審査会には、アドバイザーとして、次の者に意見聴取する。

ア 審査委員（順不同、敬称省略）

氏名	所属
勝又 英明	東京都市大学 名誉教授
伊藤 香織	東京理科大学理工学部 教授
平野 雅彦	静岡大学人文社会科学部 客員教授
本田 武志	静岡市副市長
望月 哲也	静岡市観光交流文化局長

イ アドバイザー（敬称省略）

氏 名	所 属
望月 滋人	一般社団法人静岡県建築士事務所協会 耐震評定委員会 副委員長

※構造に関する意見を聴取する。

(2) 審 査

審査会は、「技術資料による審査」及び「技術提案書による審査」の二段階審査により設計候補者を特定する。

ア 第1次審査として、技術資料の書類審査により技術提案書の提出者を原則として5者程度選定する。

イ 技術提案書の提出者として選定された者には、技術提案書に関する提出要請書を送付する。選定されなかった者には、選定されなかった旨を別途通知する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

ウ 第2次審査として、技術提案書及びヒアリングによる審査により設計候補者及び次点設計候補者の各1者を特定する。

エ 設計候補者に特定された者には特定通知、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。なお、特定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

オ 技術提案書の提出者の選定及び設計候補者の特定は、別紙「技術資料・技術提案書の評価基準」による。

カ 審査会の審議及びヒアリング（プレゼンテーション）については、非公開とする。

9 現地見学

(1) 敷地の見学

各応募者が自由に見学すること。事務局による案内及び質問の受付は行わない。

(2) 施設の見学

次により申し込みの上、見学すること。

ア 申込方法

電話又は電子メールによる。

イ 申込先

静岡市 観光交流文化局 文化振興課 施設係

電 話 : 054-221-1044

メールアドレス : bunka@city.shizuoka.lg.jp

ウ 見学日及び申込期間

令和4年4月6日（水）～令和4年5月9日（月）まで（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

エ 申込内容

（ア）見学希望日時（第3候補日までご連絡ください。）

（イ）事務所名、担当者氏名

（ウ）連絡先（電話番号、メールアドレス）

（エ）参加人数

オ 実施方法

（ア）見学は、各者2時間以内とする。詳細な時間等は申込時に調整する。

（イ）当日は、担当職員が施設内を案内する。担当職員の指示に従い、許可された範囲でのみ行動すること。

カ その他

（ア）見学者に対し、本市で撮影した施設の写真データ（大ホール及び中ホールを含む。）をDVD等にて見学当日に配布予定。

（イ）大ホールは、ロングラン公演が予定されているため、見学不可とする。

（ウ）月曜日は休館日のため、大ホール以外は見学可能である。

（エ）月曜日以外は、稼働率が高い中ホールは見学不可の日が多い。静岡市HP掲載の施設利用状況カレンダーにより、施設の利用状況を確認の上申し込むこと。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/726_000094.html

（オ）施設の写真及び動画の撮影は原則可とする（状況により不可となる場合がある。）。

10 資料の提供

本プロポーザルの実施にあたり、次の資料を提供する。

(1) 提供資料①（静岡市HPに掲載 https://www.city.shizuoka.lg.jp/726_000094.html）

ア 静岡市民文化会館再整備方針

イ 静岡市民文化会館再整備基本構想・基本計画（概要版・補足資料含む）

ウ 重点地区景観計画「駿府町公園周辺地区」

エ 静岡市民文化会館図面の一部（新築時）（PDFデータ）

(2) 提供資料②（データを記録媒体（DVD等）により希望者に提供）

※提供した資料は、本プロポーザルでのみ使用するものとし、プロポーザル終了後は、各自で廃棄すること。

ア 静岡市民文化会館図面の内、次の図面データ（JW-CAD）

配置図、各階平面図、立面図、断面図

※耐震診断時（平成9年度）に作成されたデータのため、現況と一部異なる部分あり。

イ 耐震診断結果報告書（PDFデータ）

(3) 提供資料②の申込方法

静岡市HPの申込フォームに必要事項を入力の上、申し込むこと。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/726_000094.html

(4) 提供資料②の申込期間

令和4年4月6日（水）から令和4年5月9日（月）まで

(5) 提供資料②の受領方法

申し込み後、次のいずれかにより受領すること。

ア 事務局へ来庁の上受領

イ 返信用封筒等を事務局へ郵送

※クッション封筒等、DVDの破損防止をしたものとする。

※宛先を記入すること。

※費用は申込者の負担とする。

11 設計業務委託契約の概要

(1) 設計候補者特定後の手続き

審査会が設計候補者として特定した者を当該業務に係る随意契約の見積参加者として決定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）及びその他の法令の規定に基づき、基本設計業務の契約手続を開始する。ただし、設計候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合には、次点設計候補者を見積参加者とする。

(2) 委託業務概要

ア 業務名 令和4年度 観文文振委 第11号

静岡市民文化会館大規模改修・耐震補強工事基本設計業務委託

イ 業務内容 静岡市民文化会館大規模改修・耐震補強工事に伴う基本設計業務

（外構設計及び概算工事費の算出を含む。）

詳細は、「静岡市民文化会館再整備事業計画概要書」による。

ウ 履行期間 契約締結の翌日 ～ 令和5年11月30日

（設計成果品は履行期限30日前までに提出し、市の確認を受けること。）

エ 委託金額 委託金額は、224,000千円（消費税相当額込み）を上限とする。

オ 発注者 静岡市長

(3) 見積りの条件

設計候補者として特定された者は、契約締結時に暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提

出を求められたときは直ちに提出することについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出すること。ただし、設計候補者として特定された者が同様の書類を既に市長に提出している場合のほか、市長が必要ないと認めるときはこの限りではない。

(4) 契約の条件

ア 契約書の作成

契約の締結にあたり、契約書を作成しなければならない。

イ 契約保証金

免除する。

ウ 概算工事費の算出

基本設計の中間期及び完了時に、施設整備の工事費を発注者に示し、「静岡市民文化会館再整備事業計画概要書 VI」に示す目標整備費内である根拠を資料等により示さなければならない。（設計者の責によらない概算工事費の増はこの限りでない。）

エ その他

(ア) 契約締結までの期間に5 (1) に記載の資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結はできない。

(イ) 別途契約予定のPFI事業者に対する意思伝達を行うこと。

12 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 審査会の委員が関係する設計事務所及び研究室に所属する者は、応募できない。

(3) 本件業務を受託した建設コンサルタント（再委託先の建設コンサルタントを含む。）は、本業務に係るPFI事業の構成員になることができない。

(4) 提出書類の作成、提出及びヒアリングの参加に関する費用は、提出者の負担とする。

(5) 技術提案書等の取扱い

ア 提出された技術提案書は、特定・非特定に関わらず、原則として特定後一定の間、評価結果と共に公開（静岡市役所庁舎内への展示を予定）する。非公開を求める場合はその旨を技術提案書に記載すること。なお、記載無き場合は公開に同意したものとみなす。

また、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した」旨は公開する。

※第1次審査用の技術資料は公開しない。

イ 上記アにおいて、技術提案書が特定されるまでの間であれば公開についての意思を変更することができる。この場合書面（書式自由、A4判とする。）にてその旨を提出すること。

ウ 設計候補者として特定された者から提出された技術提案書は、報道機関等に対し必要に応

じて複製を提供するものとする。

エ 提出された技術資料及び技術提案書は、返却しない。

オ 提出された技術資料及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲及び上記アの場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても公開期間の終了後に複製は廃棄する。

カ 提出された技術資料、技術提案書及びその複製は、設計候補者の特定及び上記ア及びウ以外に提出者に無断で使用（公開を含む。）しないものとする。

キ 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

(6) 提出書類に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて、発注者に了解を得なければならない。

(7) 技術提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

(8) 次の各号のいずれかに該当する者は、原則として失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をした場合

イ 参加表明書、技術資料又は技術提案書（以下、「参加表明書等」という。）を指定された方法以外の方法で提出した者

ウ 提出期限内に参加表明等を提出しなかった者

エ 指定された様式及び記載上の留意事項に適合しない参加表明書等を提出した者

オ 指定された項目の全部又は一部が記載されていない参加表明書等を提出した者

カ 指定された項目以外の内容が記載された参加表明書等を提出した者

キ 許容された表現方法以外の方法を用いて作成された技術資料又は技術提案書を提出した者

ク 審査会の委員に対し、設計候補者等の特定に関し直接又は間接を問わず連絡を取った者又は取ろうとした者